

第3期輪島市子ども・子育て支援事業計画

令和7年1月

輪島市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 策定体制	3
第2章 輪島市の子どもを取り巻く状況	4
1 人口・世帯等の動向	4
2 産業・就業の動向	9
3 本市の子育て支援施策等の概況	11
4 前回計画の評価	17
5 輪島市の子育て支援における課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 計画の基本理念	27
2 計画の体系	28
3 計画の視点	29
4 計画の基本目標	31
第4章 子ども・子育て支援事業計画	32
1 教育・保育提供区域の設定	32
2 量の見込みの算出方法	33
3 量の見込みと確保方策	34
4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	49
第5章 今後の推進施策と方向性	50
第6章 計画の推進に向けて	54
1 市民や地域、関係団体等との協働	54
2 庁内の推進体制	54
3 計画の進行管理	54

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の少子化は進行し続けており、令和 5 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.20 となり、令和 6 年の出生数が初めて 70 万人を割る見込みが示されるなど、減少が続いています。出生数の減少の要因として、親世代の人口の減少とあわせ、晩婚化や未婚率の上昇があげられるほか、子育てへの不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感、経済的な負担などにより、出産をためらう人が増加していることも影響していると考えられます。

国では、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、平成 22 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されるとともに、子ども・子育て新システム検討会議が設置され、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められました。そして平成 24 年、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、これに基づき、平成 27 年度に「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考え方を基本とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが掲げられています。また、令和 3 年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。令和 5 年には「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しております。令和 6 年には子ども・子育て支援法が改正され、こども未来戦略「加速化プラン」に、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることが盛り込まれました。

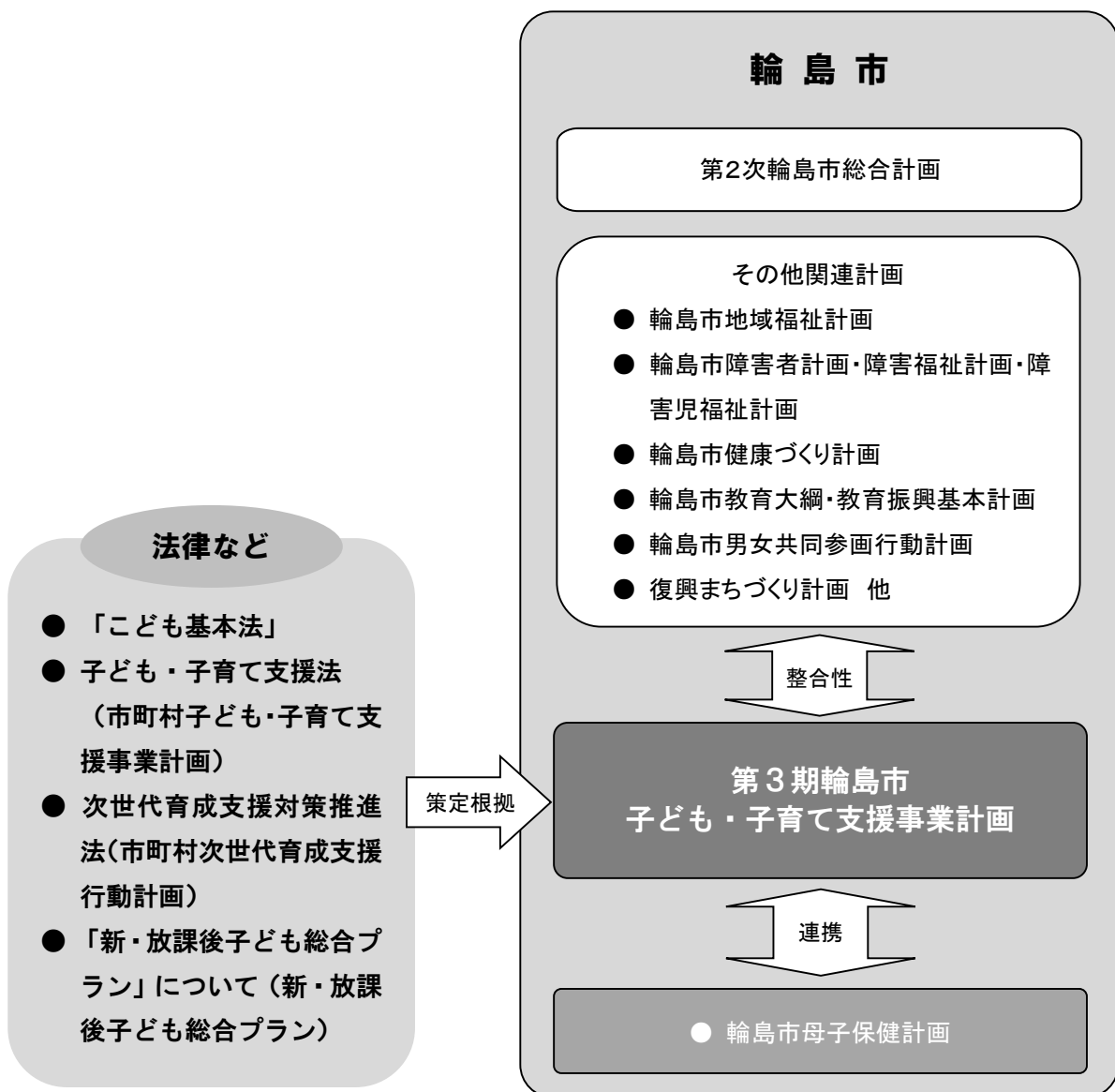
輪島市では、平成 27 年に「第 1 期輪島市子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和 2 年には「第 2 期輪島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「家庭、企業、地域、行政の協働による子育て環境の向上に取り組んできました。

しかし、少子化の進行や、女性就労者の増加に伴う保育ニーズの上昇、さらに施設の老朽化に伴う移転や統廃合の問題など、子どもを取り巻く環境の課題は依然として多く存在しています。さらに、度重なる災害からの着実で素早い復興を図りながら、今後も一人ひとりの子どもへのきめ細かな支援、家庭の状況やニーズに応じた教育・保育に関する事業や施策を実施し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを目的に、新たに「第 3 期輪島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の考え方を内包するものとなります。ただし、母子保健事業の施策の推進については、「輪島市母子保健計画」において定められているため、本計画では母子保健事業の施策については定めず、「輪島市母子保健計画」と連携しながら一体的な取り組みの推進を行います。また、「新・放課後子ども総合プラン」についても包含する計画として位置づけます。

さらに本計画は、上位計画である「第2次輪島市総合計画」や「第3次輪島市地域福祉計画」、災害対応・復興に関する計画など、その他関連計画との整合性を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行う予定です。また、災害復興を進めつつ、人口動態の変化に応じた適切なサービスの確保を行うため、必要に応じて見直しを行います。

(年度)							
令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
第3期輪島市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)							
				評価・次期 計画策定	次期計画 (令和12年度～)		

4 策定体制

本計画に本市において子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策を実施するため、教育・保育の関係者、事業者、関連団体等で構成する「輪島市子ども・子育て会議」において検討を重ね、意見をいただきながら策定します。

第2章 輪島市の子どもを取り巻く状況

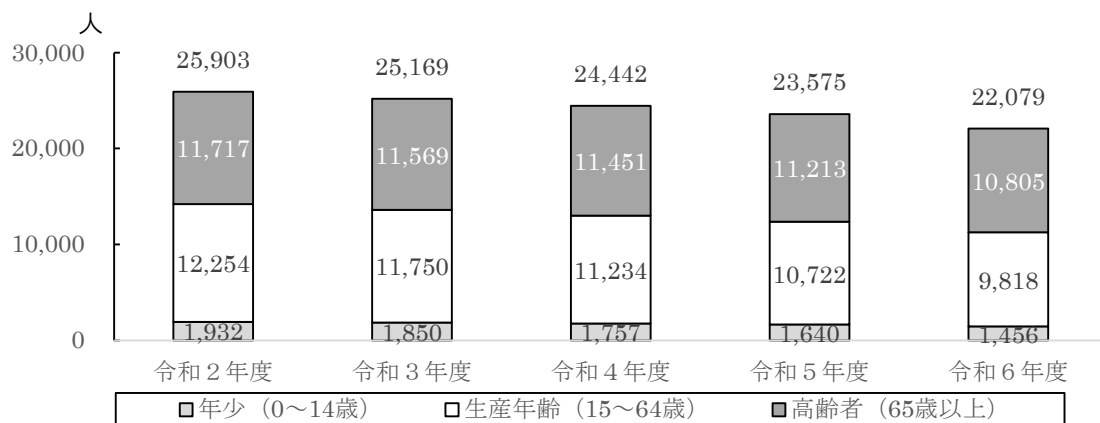
1 人口・世帯等の動向

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和6年は、令和2年からの5年間で3,824人減少し22,079人となっています。

図 総人口の推移

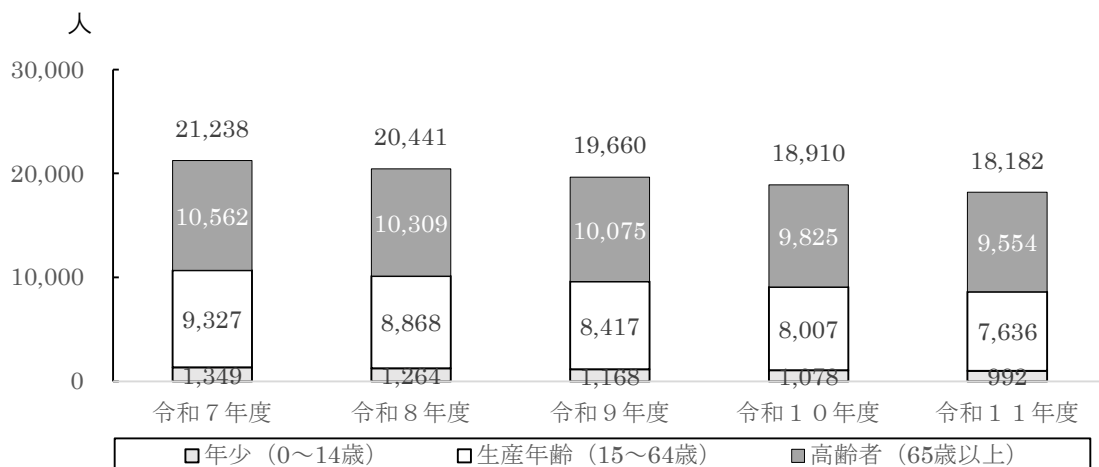


資料：輪島市（各年4月1日時点）

② 年齢3区分別人口割合の推計

年齢3区分別人口割合の推計をみると、0～14歳及び15～64歳、65歳以上の3区分全てで減少し、令和9年度に人口2万人を割り込む推計となっています。

図 年齢3区分別人口割合の推計

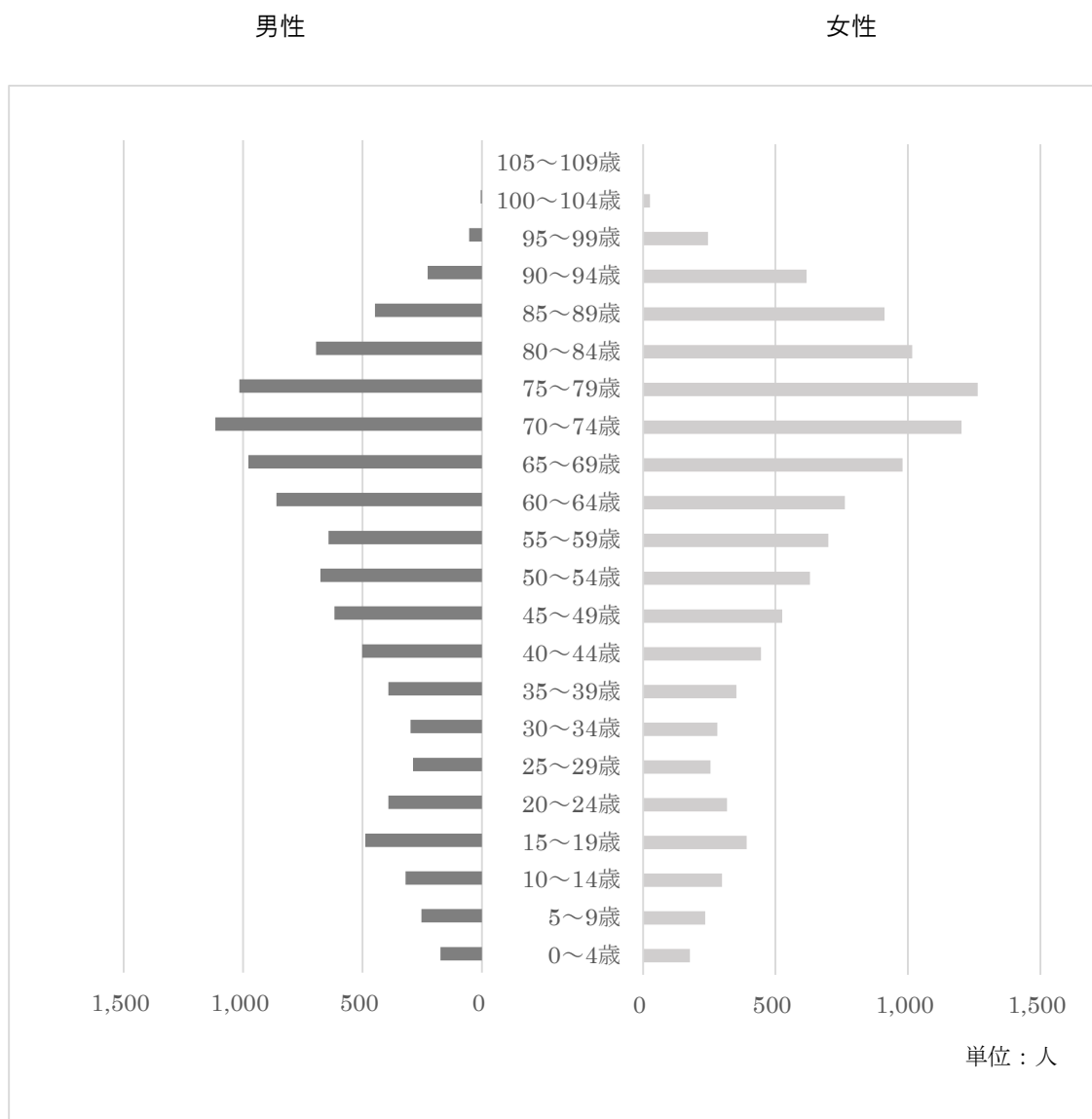


資料：輪島市（過去5年間の人口からの推計による）

③ 人口ピラミッド

人口ピラミッドをみると、男性では 70～74 歳、女性では 75～79 歳が最も多くなっています。また、男女ともに 15～19 歳でやや多くなっていますが、前期計画同様、20 歳代と 30 歳代で落ち込みがみられ、働き世代、子育て世代が少なくなっています。

図 男女別年齢別人口構成



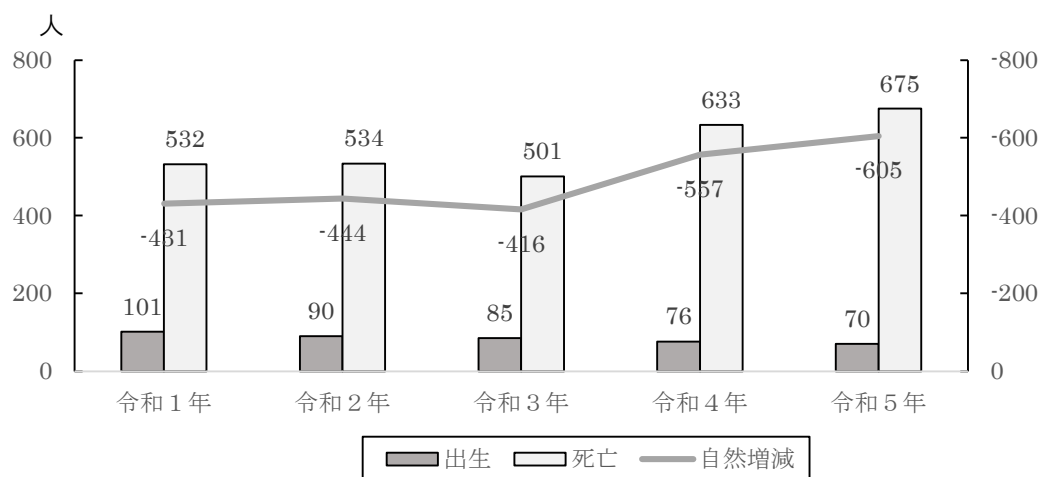
資料：輪島市人口集計表（令和6年4月1日時点）

(2) 人口動態の状況

① 自然動態

自然動態をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いており、令和 5 年では 605 人の大きな自然減となっています。

図 自然動態（出生・死亡）の推移

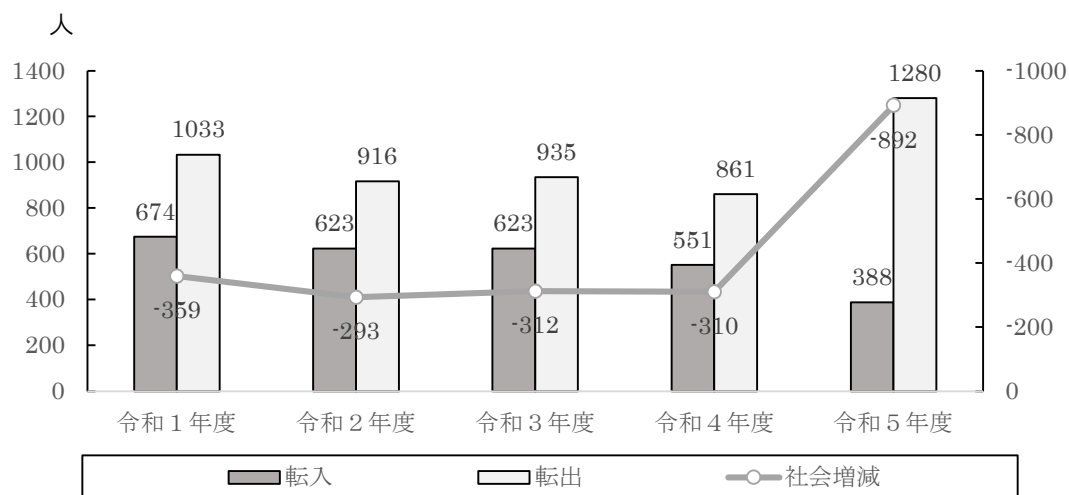


資料：輪島市人口集計表

② 社会動態

社会動態をみると、転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いています。令和 5 年では 892 人と大幅な社会減となっています。

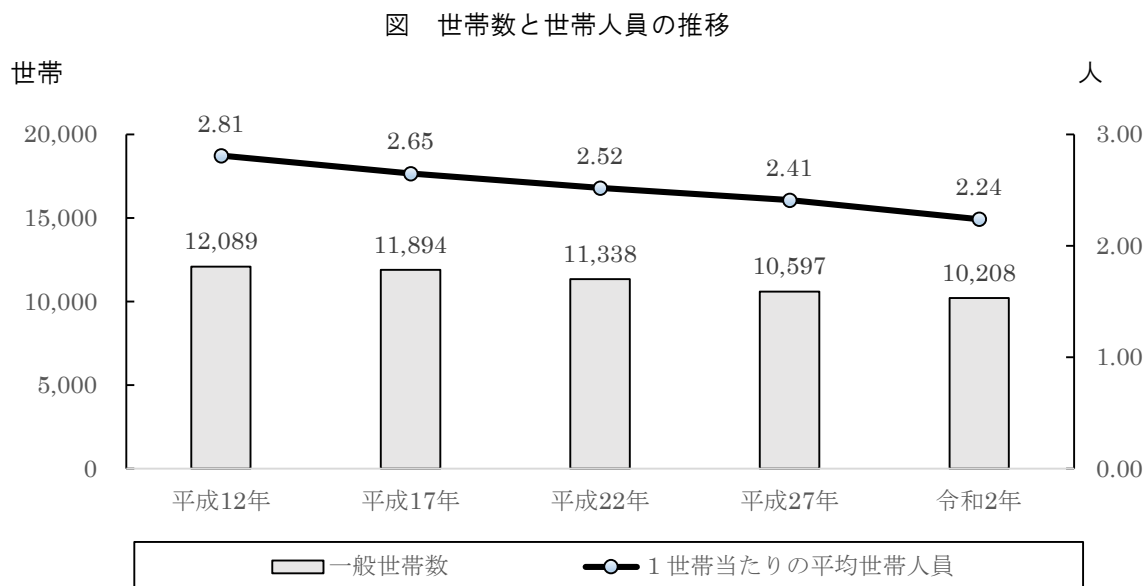
図 社会動態（転入・転出）の推移



資料：輪島市人口集計表

(3) 世帯数の状況

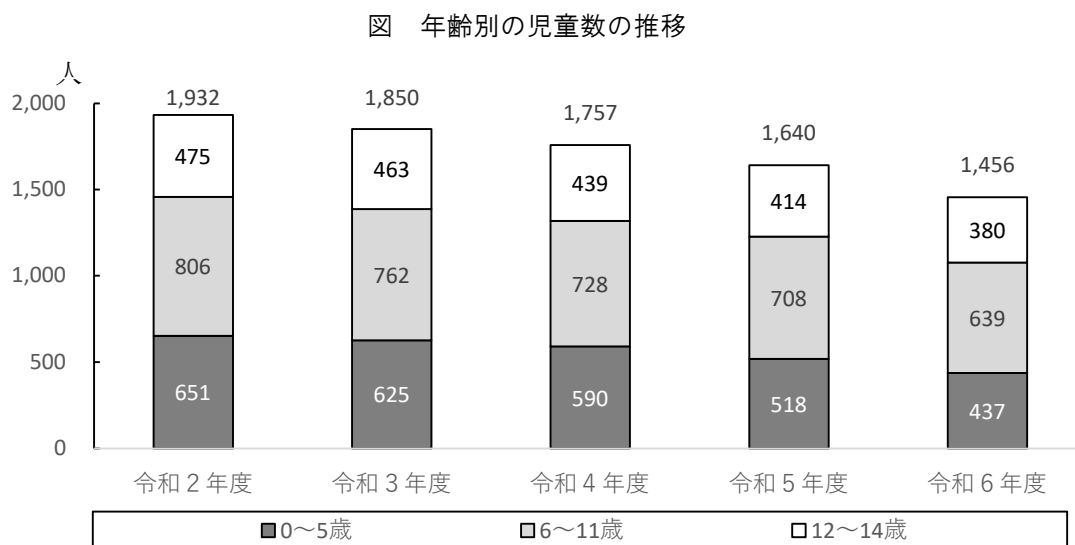
本市の世帯数（一般世帯数）は、減少傾向続いており、令和２年では 10,208 世帯となっています。1 世帯あたりの平均世帯人員もまた減少傾向で、令和２年では 2.24 人となっています。



資料：国勢調査

(4) こどもの人口の推移

本市の子供の人口の推移をみると、総数は年々減少しており令和６年では、令和２年からの５年間で 476 人減少の 1,456 人となっています。0～14 歳はいずれの年においても減少傾向がみられます。



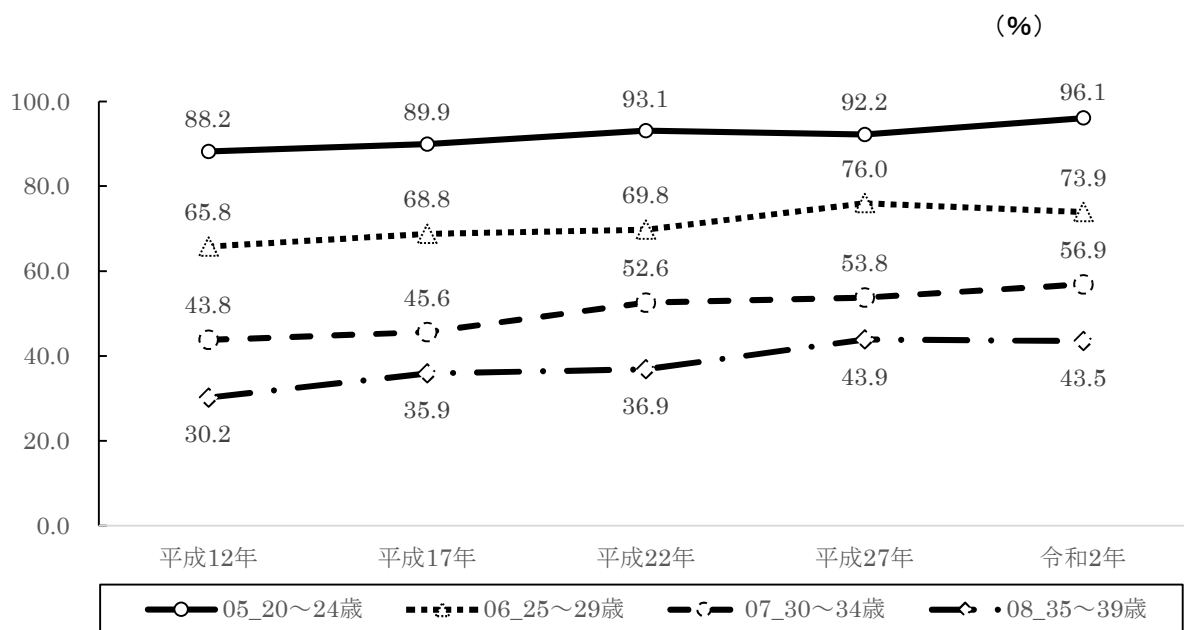
資料：輪島市（各年４月１日時点）

(5) 未婚率の推移

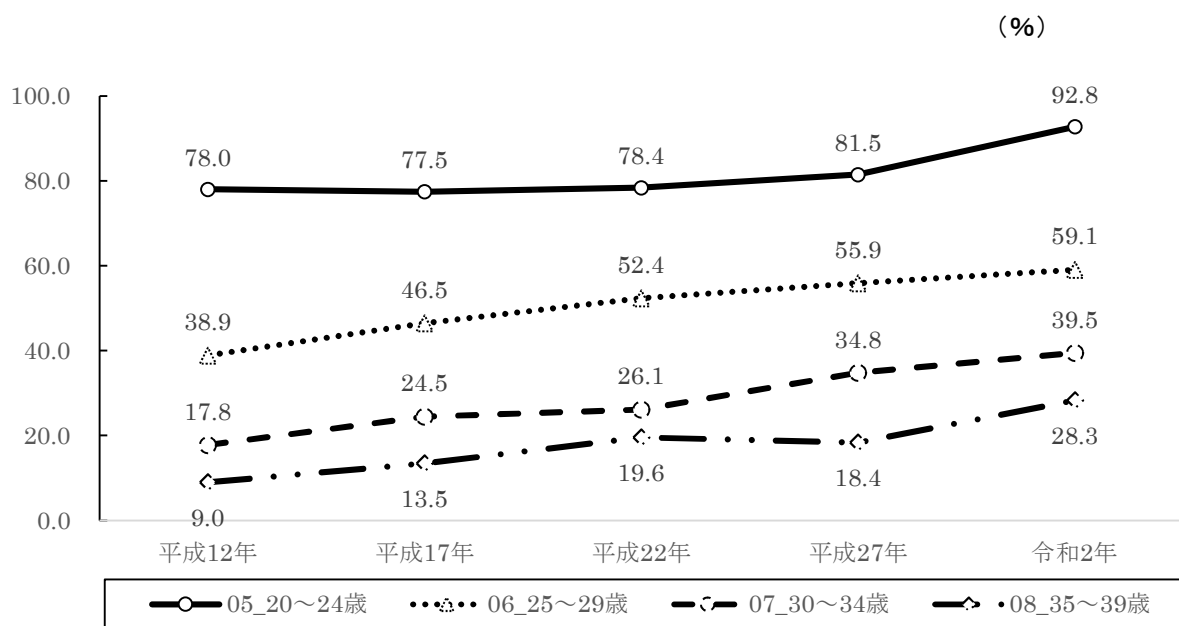
本市の未婚率の推移をみると、男性では令和2年に25～29歳、35～39歳で減少しました。女性は、いずれの年代でも増加傾向となっています。

表 男女別年齢別の未婚率の推移

男 性



女 性



2 産業・就業の動向

(1) 産業別就業人口の推移

本市の就業人口は、減少傾向で推移しており、令和2年では11,232人となっています。産業別で就業人口をみると、第3次産業が最も多く、令和2年では7,197人となっています。また、第1次と第2次産業の減少が著しく、平成12年と比較すると、令和2年では半数以下にまで減少しています。

就業人口に占める女性の割合は令和2年では45.8%と横ばいで、女性の就業率は42.9%となっています。

表 産業別就業人口の推移

		合計 (人)	第1次 産業 (人)	第2次 産業 (人)	第3次 産業 (人)	分類 不能 (人)	就業人口 に占める 女性割合	15歳以上 女性人口 (人)	女性 就業率
平成12年	総数	17,904	2,882	6,239	8,779	4	44.5%	16,313	49.1%
	男性	9,888	1,649	4,081	4,156	2			
	女性	8,016	1,233	2,158	4,623	2			
平成17年	総数	16,052	2,625	4,678	8,703	46	44.7%	15,428	46.7%
	男性	8,849	1,523	3,155	4,146	25			
	女性	7,203	1,102	1,523	4,557	21			
平成22年	総数	13,850	1,902	3,480	7,842	626	45.1%	14,303	43.7%
	男性	7,598	1,192	2,405	3,649	352			
	女性	6,252	710	1,075	4,193	274			
平成27年	総数	12,322	1,549	2,876	7,598	299	45.8%	13,284	42.5%
	男性	6,678	987	2,053	3,489	149			
	女性	5,644	562	823	4,109	150			
令和2年	総数	11,232	1,152	2,516	7,197	367	45.8%	11,195	42.9%
	男性	6,091	780	1,803	3,329	179			
	女性	5,141	372	713	3,868	188			

資料：国勢調査

※第1次産業：農業、林業、漁業などの産業

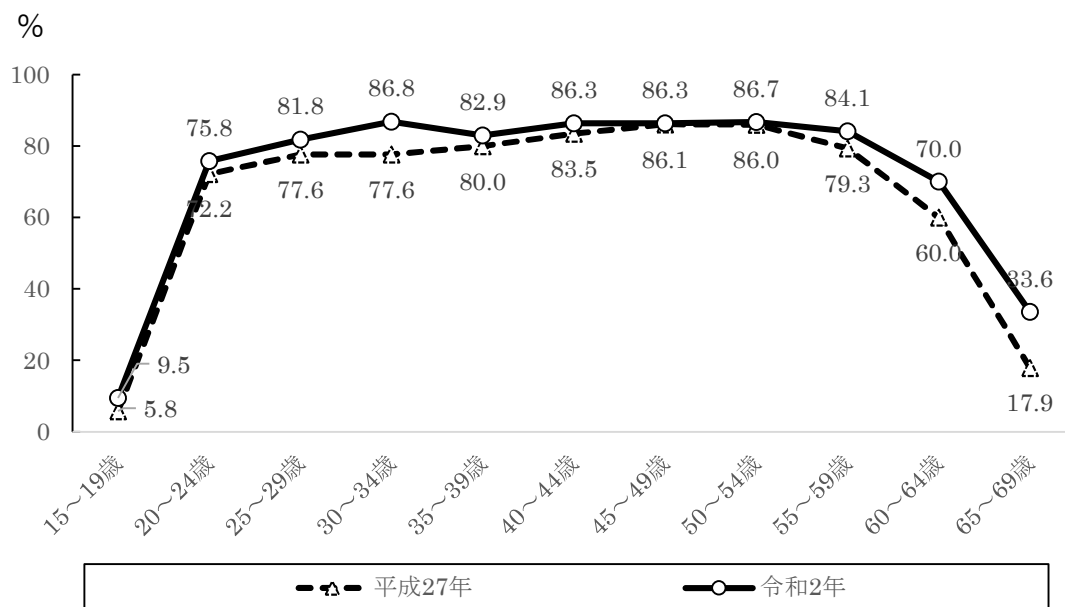
※第2次産業：製造業、建設業、鉱業などの産業

※第3次産業：卸売業、小売業、電気・ガス・熱供給・水道業、医療、福祉、その他サービス業など、第1次、第2次産業に属さない産業

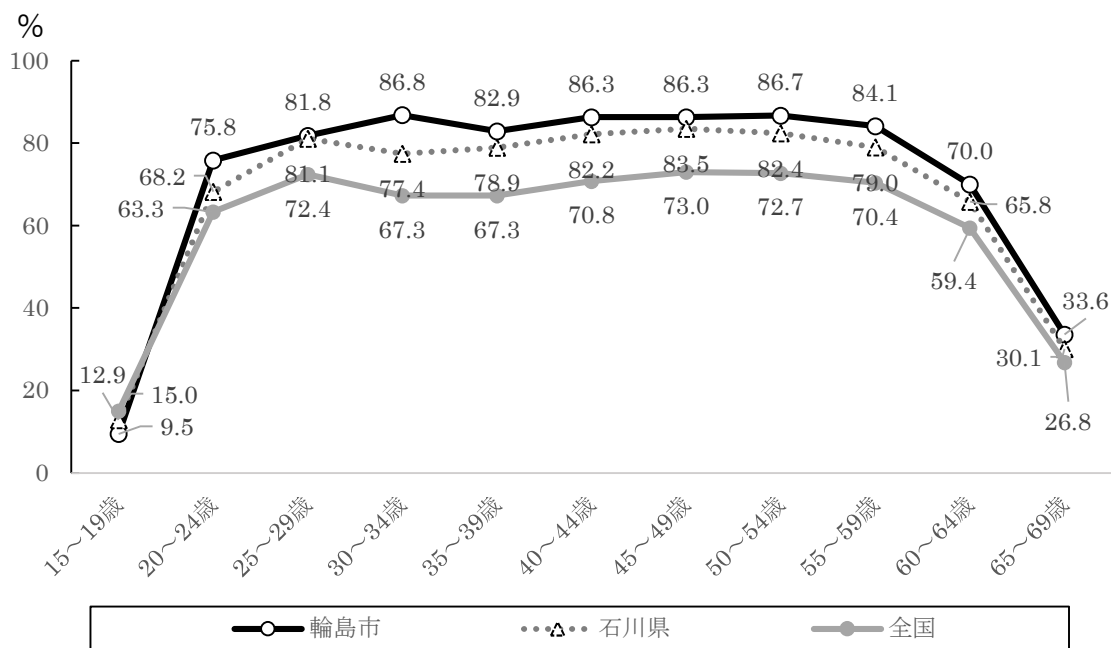
(2) 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率をみると、15～19 歳を除くすべての年代において国・県の平均を上回っており、25～59 歳で国が目標としている就業率 80%を達成しています。また、35～39 歳で就業率が落ち込む M 字カーブになっており、働く女性の割合は非常に高いと言えます。

図 女性の年齢別就業率



資料：国勢調査



資料：国勢調査

3 本市の子育て支援施策等の概況

(1) 保育サービス等の状況

① 認可保育所（園）・認定こども園の設置状況

本市の認可保育所（園）は4か所、認定こども園は2か所、合計で6か所設置されています。保育士数については、令和6年度で80人となっています。

表 認可保育所（園）・認定こども園の設置数と保育士数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可保育所(園)・ 認定こども園数(か所)	11	11	11	6
保育士数(人)	114	109	107	80

資料：子育て健康課

② 認可保育所（園）・認定こども園の入所状況

認可保育所（園）・認定こども園への入所児童数は減少傾向となっており、令和6年度で335人となっています。また、入所率は80%前後で横ばいに推移しており、令和6年度で76.7%となっています。在籍率も80%前後で横ばいに推移しており、利用定員数に見合った入所児童数となっています。

表 認可保育所（園）・認定こども園の入所児童数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童数(人)	625	590	518	437
利用定員数(人)	615	595	575	375
入所児童数(人)	522	516	448	335
入所率(%)	83.5%	87.5%	86.5%	76.7%
在籍率(%)	84.9%	86.7%	77.9%	89.3%

資料：子育て健康課

※入所率＝入所児童数/就学前児童数、在籍率＝入所児童数/利用定員数（4月1日現在）

③ 延長保育の利用状況

延長保育の利用児童数は減少傾向で推移しており、令和6年度で推計延べ90人となっています。

表 延長保育の利用児童数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育 延べ利用児童数(人)	157	110	95	90

資料：子育て健康課

④ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場、また子育てに関する身近な相談窓口として、地域子育て支援拠点事業を実施しています。利用者数は増減を繰り返し、なお、令和6年度には、震災により実施場所の確保が困難だったこと等により延べ1,566人(11月末時点)となっています。

表 地域子育て支援拠点事業の利用者数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業 延べ利用者数(人)	4,320	6,262	4,528	1,566

資料：子育て健康課

⑤ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の設置状況

本市の放課後児童クラブは令和6年度10か所で実施しています。支援員等数については、令和6年度で24人となっています。

表 放課後児童クラブの設置数と支援員等数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数(か所)	12	13	13	10
支援員等数(人)	35	33	34	24

資料：子育て健康課

⑥ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用状況

放課後児童クラブの利用児童数は、全学年の合計の利用児童数については、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年度は震災の影響で児童数が減少したため減少しています。

令和6年度の利用児童数は235人となっており、1～3年生は165人、4～6年生は139人となっています。

また、入所率は利用者の増加で上昇しており、令和6年度で59.2%となっています。在籍率は震災の影響で低下しており、令和6年度は57.3%となっています。

表 放課後児童クラブの利用児童数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学生児童数(人)	749	717	701	397
利用定員数(人)	486	434	472	410
利用児童数(人)	327	322	324	235
1～3年生(人)	228	234	220	165
4～6年生(人)	190	199	195	139
入所率(%)	43.66%	44.91%	46.22%	59.19%
在籍率(%)	67.28%	74.19%	68.64%	57.32%

資料：子育て健康課

※入所率＝利用児童数/小学生児童数、在籍率＝利用児童数/利用定員数（4月1日現在）

(2) 母子保健事業の状況

① 母子健康手帳の交付状況

母子の健康管理と育児情報の提供のための、母子健康手帳の交付状況をみると、減少傾向で推移しており、令和5年度には73件なっています。

表 母子健康手帳の交付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付数(件)	98	84	74	73	

資料：子育て健康課

② 妊婦・乳幼児健康診査の受診状況

妊婦や乳幼児の健康を管理する妊婦・乳幼児健康診査の受診状況をみると、すべての健診において高い受診率となっております。

表 妊婦・乳幼児健康診査の受診状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健診	受診数(人)	84	72	76	80
	受診率(%)	100.0	97.3	104.1	100.0
4か月児健診	受診数(人)	104	72	53	80
	受診率(%)	100.0	100.0	96.4	100.0
1歳6か月児健診	受診数(人)	92	93	61	100
	受診率(%)	100.0	100.0	98.4	100.0
3歳児健診	受診数(人)	111	85	62	100
	受診率(%)	99.1	100.0	98.4	100.0

資料：子育て健康課

③ 幼児歯科健康診査の受診状況

幼児歯科健康診査の受診状況をみると、1歳6か月児と3歳児を対象に、幼児健診と同時に行っており、高い受診率となっております。

表 幼児歯科健康診査の受診状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1歳6か月児健診	受診数(人)	91	92	61	
	受診率(%)	98.9	98.9	98.4	
3歳児健診	受診数(人)	111	85	62	
	受診率(%)	99.1	100.0	98.4	

資料：子育て健康課

④ 訪問指導・相談の状況

新生児の家庭に助産師や保健師が訪問し、指導を行う新生児訪問や、保健指導が必要な乳幼児の家庭に保健師・管理栄養士などが訪問し、指導を行う乳幼児訪問指導など各種訪問指導・相談を実施しています。

新生児訪問と妊婦訪問については概ね横ばいの推移となっております。乳幼児訪問については、令和5年度には66件になっています。養育支援訪問については、令和5年度には68件になっています。

表 訪問指導・相談の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新生児訪問(件) (生後30日以内児)	6	7	5	
乳幼児訪問(件) (生後1か月以上～就学前児)	102	90	66	
妊婦訪問(件) (母子健康手帳発行者)	1	0	2	
養育支援訪問(件) (養育支援訪問事業対象者)	46	43	68	
合計(件)	155	140	141	

資料：子育て健康課

※養育支援訪問事業対象者：乳児訪問等により、特に適切な養育環境の維持・改善が必要と判断された家庭

⑤ 乳幼児健康相談事業の実施状況

乳幼児健康相談事業では、育児不安の解消と、健診での要観察児のフォローを目的に実施しており、身体計測のほか、育児や栄養に関する助言・指導を行っています。令和6年度は震災の影響により参加者数は前年度から減少する見込みとなっています。

表 乳幼児健康相談事業の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数(人)	115	134	133	

資料：子育て健康課

⑥ 幼児の健康診査フォローのための教室の実施状況

本市では、1歳6か月児健診や3歳児健診において、保護者が子どもの特性を理解し適切な関わりができるよう助言し、継続支援や専門的支援につなぐことにより、子どもの発達を促す教室を行っています。令和5年度には9回実施し、延べ29組の参加がありました。

表 あそびの教室の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	11	9	9	
延べ参加組数(組)	37	35	29	

資料：子育て健康課

⑦ 発達支援の相談状況

本市では、発達に特性がある子ども、その他特別な配慮が必要な子どもなどに対し、「こども家庭センター（発達支援）」が保育所（園）や認定こども園、学校と連携しながら切れ目のない支援を行っており、保護者や保育所（園）、学校からの相談を受けて、助言などを行っています。

令和5年度は未就学児から高校生まで371件の相談がありました。

表 発達支援の相談状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未就学児(件)	140	247	156	144
小学生(件)	361	277	117	165
中学生(件)	48	61	55	52
高校生(件)	8	51	4	10
合計(件)	557	636	332	371

資料：子育て健康課

4 前回計画の評価

※量の見込みの単位表記について、「人／年」と書かれているものは実利用人数、「人日／年」「人回／年」と書かれているものは延べ利用人数

※教育・保育施設：幼稚園、保育所（園）、認定こども園の総称

※地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の総称

（１）教育・保育事業

■ 教育事業【1号認定（3～5歳）】

【事業の内容】

教育事業は、保育の必要性が認められない1号認定の子どもを認定こども園の教育標準時間や幼稚園等で預かり、就学前の教育を提供する事業です。

◎ 実施箇所：認定こども園 2か所

（単位：人／年）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み		26	25	24	23	22
	確保の内容	教育・保育施設	26	25	24	23	22
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	実績値		28	36	32	27	

教育事業での受け入れについて、おおよそ見込み量を超える結果となりました。

■ 保育事業【2号認定（3～5歳）】

【事業の内容】

保育事業は、保育の必要性が認められる2号認定及び3号認定の子どもを保育所（園）や認定こども園の短時間保育や標準時間保育にて預かる事業です。

◎ 実施箇所：保育所（園） 4か所、認定こども園 2か所

（単位：人/年）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み		316	312	292	285	267
	確保の内容	教育・保育施設	359	359	359	359	6
		地域型保育事業	0	0	0	0	359
実績値			310	317	288	243	

保育事業【2号認定（3～5歳）】での受け入れについて、実績と見込み量に差は有りませんでしたが、令和5年度は見込み量を下回る結果となりました。

■ 保育事業【3号認定（0歳）】

（単位：人/年）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み		28	27	26	25	24
	確保の内容	教育・保育施設	56	56	56	56	56
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
実績値			60	54	66	53	

保育事業【3号認定（0歳）】での受け入れについて、見込み量を上回る結果となりました。

■ 保育事業【3号認定（1～2歳）】

（単位：人/年）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み		181	168	172	166	159
	確保の内容	教育・保育施設	190	190	190	190	190
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
実績値			181	164	158	135	

保育事業【3号認定（1～2歳）】での受け入れについて、令和4年度以降、見込み量を下回る結果となりました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援事業

【事業の内容】

子ども及びその保護者等、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援拠点施設を中心とした情報発信や子育て世帯の現状把握を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し、支援する事業です。

◎ 実施箇所：子育て支援センター（基本型）妊娠子育て相談窓口（母子保健型）の2か所

（単位：か所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保の内容	2	2	2	2	2
実績値		2	2	2	2	2

利用者支援事業について、2か所で実施をしました。

■ 地域子育て支援拠点事業

【事業の内容】

乳幼児及びその保護者等が気軽に集い交流する場を開設し、子育てについての相談対応、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

◎ 実施箇所：子育て支援センター[1]、保育所（園）[2]、もんぜん児童館[1]の4か所

（単位：人回/年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	9,720	9,134	9,165	8,825	8,486
	確保の内容	中学校区ごとに設置している地域子育て支援拠点において対応。				
実績値		4,320	6,262	4,528	4,320	

地域子育て支援拠点事業について、見込み量を下回る結果となりました。なお、令和6年度には、震災により実施場所の確保が困難だったこと等により延べ1,566人（11月末時点）となっています。

■ 妊婦健康診査

【事業の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要な時に応じた医学的検査を適時に実施する事業です。

(単位：人/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	100	97	93	89	86
	確保の内容	石川県内医療機関にて実施。 母子健康手帳発行時に「母子健康診査受診票」を無料で配布。				
実績値		94	84	72	76	

妊婦健康診査事業について、概ね見込み量と同等になりました。令和5年から若干、増加に転じています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

【事業の内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	100	97	93	89	86
	確保の内容	保健師が対象家庭を訪問。				
実績値		90	91	85	60	

乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）について、概ね見込み量と同等になりました。

■ 養育支援訪問事業

【事業の内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	70	70	70	70	70
	確保の内容	保健師が対象家庭を訪問。				
実績値 延べ利用人数		27	46	43	68	40

養育支援訪問事業について保健師6人で対応し、令和6年度の実績が減少しています。

■ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

輪島市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止に向けて、要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を図りました。子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業についての実施はありませんでした。

■ 子育て短期支援事業

【事業の内容】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。子育て短期支援事業には、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

(単位：人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	26	24	23	23	21
	確保の内容	近隣市町の児童養護施設において対応。				
実績値		0	0	0	0	0

子育て短期支援事業について、隣市町の児童養護施設において対応しました。

■ ファミリー・サポート・センター事業

【事業の内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◎ 実施箇所：子育て支援センター

(単位：人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	38	36	35	33	32
	確保の内容	38	36	35	33	32
実績値		1	9	11	6	0

ファミリー・サポート・センター事業について、年度によりばらつきがありますが、全体的に量の見込みを下回る結果となりました。

■ 一時預かり事業

【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所（園）、認定こども園において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

◎ 実施箇所：保育所（園）[6]、認定こども園[2]の6か所

(単位：人日/年)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み		195	193	181	177	165
	内訳	幼稚園型	0	0	0	0	0
		保育所型	195	193	181	177	165
	確保の内容		195	193	181	177	165
実績値	幼稚園型		実績なし				
	保育所型		444	150	79	129	31

一時預かり事業について、令和2年度を除き、見込み量を大幅に下回る結果となり、令和6年度は震災の影響で大幅に減少しました。

■ 延長保育事業

【事業の内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、保育所（園）、認定こども園において保育を実施する事業です。

◎ 実施箇所：保育所（園）[3]、認定こども園[1]の4か所

（単位：人/年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	42	41	39	38	36
	確保の内容	42	41	39	38	36
実績値		326	157	110	95	90

延長保育事業について、全体的に減少傾向にありますが、実績が見込み量を大幅に超えており、高いニーズがあります。

■ 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

病児保育事業とは、病児を病院内の病児保育室等において、看護師等が一時的に保育する事業です。また、病後児保育事業とは、病気またはその回復期にある児童に対して、集団保育の困難な時期に保育する事業です。

◎ 実施箇所：輪島病院内病児保育室（病児保育）、輪島病院院内保育所「ひまわり」（病後児保育）

（単位：人日/年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	32	34	36	38	41
	確保の内容	32	34	36	38	41
実績値		3	9	25	41	

病児・病後児保育事業について、令和5年度は見込み量を上回りました。

■ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業の内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◎ 実施箇所：13 クラブで実施

（単位：人/年）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み		303	300	294	295	305
	内訳	1～3年生	236	235	230	231	238
		4～6年生	67	65	64	64	67
	確保の内容		439	439	439	439	439
実績値	1～3年生		244	228	234	220	165
	4～6年生		95	99	88	104	70
	合計		339	327	322	324	235

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について、令和5年度まで全体的に見込み量を上回る結果となっていましたが、震災のあった令和6年度は低学年で大きく下回りました。

■ 産後ケア事業【新規】

【事業の内容】

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

(単位：世帯/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	令和3年度より努力義務となったことから、先行実施しています。				
	確保の内容					
実績値		1	1	2	4	

産後ケア事業について、令和2年度から実施しています。

■ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業の内容】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問して、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

(単位：世帯・人/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業の利用が必要となる人・世帯			1	1	2	1
養育支援訪問事業等における「家事・育児援助」の実績	延べ人数	実施なし	16	6	8	8
	対象世帯数	実施なし	1	1	2	

子育て世帯訪問支援事業について、令和7年度からの実施に向けて体制を整備します。

5 輪島市の子育て支援における課題

(1) 統計から見える課題

- 本市の人口は、年間約 7～800 人ずつ減少しており、今後も人口減少が進んでいくと考えられます。
- 出生数の減少も著しいことから、今後、児童数も減ることが予想されます。
- 15～19 歳を除く全世代で女性の就業率が非常に高く、特に 25 歳から 59 歳の間では 80% 以上と、子育て世代の就業率が高くなっています。このことから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現と包括的な子育て支援を推進していくことが必要とされています。
- 震災や水害の影響により、人口の減少が見込まれることから、子育て支援に向け、復興まちづくり計画を踏まえ、今後の動向を十分注視していく必要があります。

(2) 前回評価から見える課題

- 教育・保育事業での受け入れについて、事業により見込み量を下回ったり上回ったりしつつ、確保の内容と概ね同等の結果となりましたが、今後は震災や水害の影響を鑑み、ニーズの把握に慎重な対応が求められています。
- 妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）など、見込みと同等の事業も、震災や水害の影響を見極める必要があります。
- ファミリー・サポート・センター事業について、年度によりばらつきがあり、全体的に量の見込みを下回っていることから、震災や水害の影響を鑑み、今後の対応が求められています。
- 一時預かり事業について、令和 2 年度を除き、見込み量を大幅に下回る結果となり、さらに令和 6 年度は大幅に減少しており、今後のニーズを慎重に見極める必要があります。
- 放課後児童クラブについては、利用者が増加しておりましたが、震災のあった令和 6 年度は低学年で大きく下回っており、適正な基準のもと、ニーズに応じた対応が求められています。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法第2条第1項では、その基本理念として「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という考え方のもと、家庭、学校、地域、職域、その他社会のあらゆる分野の構成員が役割を果たすとともに、相互に協力して子ども・子育て支援を進めていく方針を打ち出しています。そのため、家庭における子育てを基本としつつ、地域全体の支援を得ながら、次代を担う子どもの育ちを社会全体で支えていくことが大切となります。

本計画では、震災や水害の影響を見定めつつ、着実な災害復旧を図りながら、策定中の復興まちづくり計画や公立保育所等再編方針などを踏まえ、人口減少が進む地域における保育機能確保・強化に取り組みつつ、まち全体が子どもの成長を見守り、安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに成長できる、子育てが楽しいまちを目指すために、以下の基本理念を掲げます。

◆◆ 計画の基本理念 ◆◆

地域で子育て家庭を見守り、子どもの成長を支え、

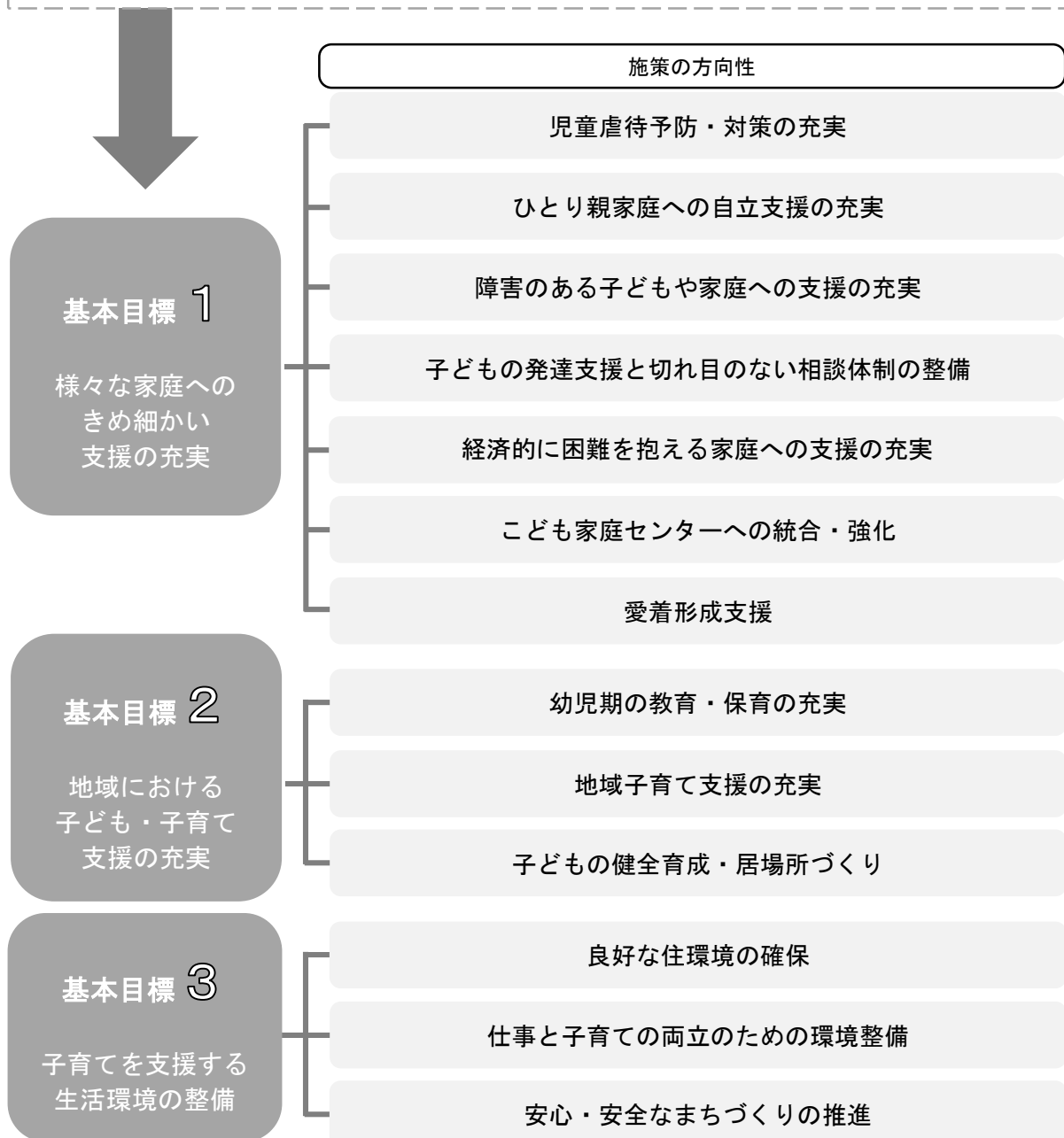
みんなが笑顔ですごせるまち輪島

2 計画の体系

地域で子育て家庭を見守り、子どもの成長を支え、 みんなが笑顔ですごせるまち輪島

視点1 子どもへの切れ目のない支援と子どもの包括支援体制

視点2 子どもと子育てを地域で支える仕組みづくり

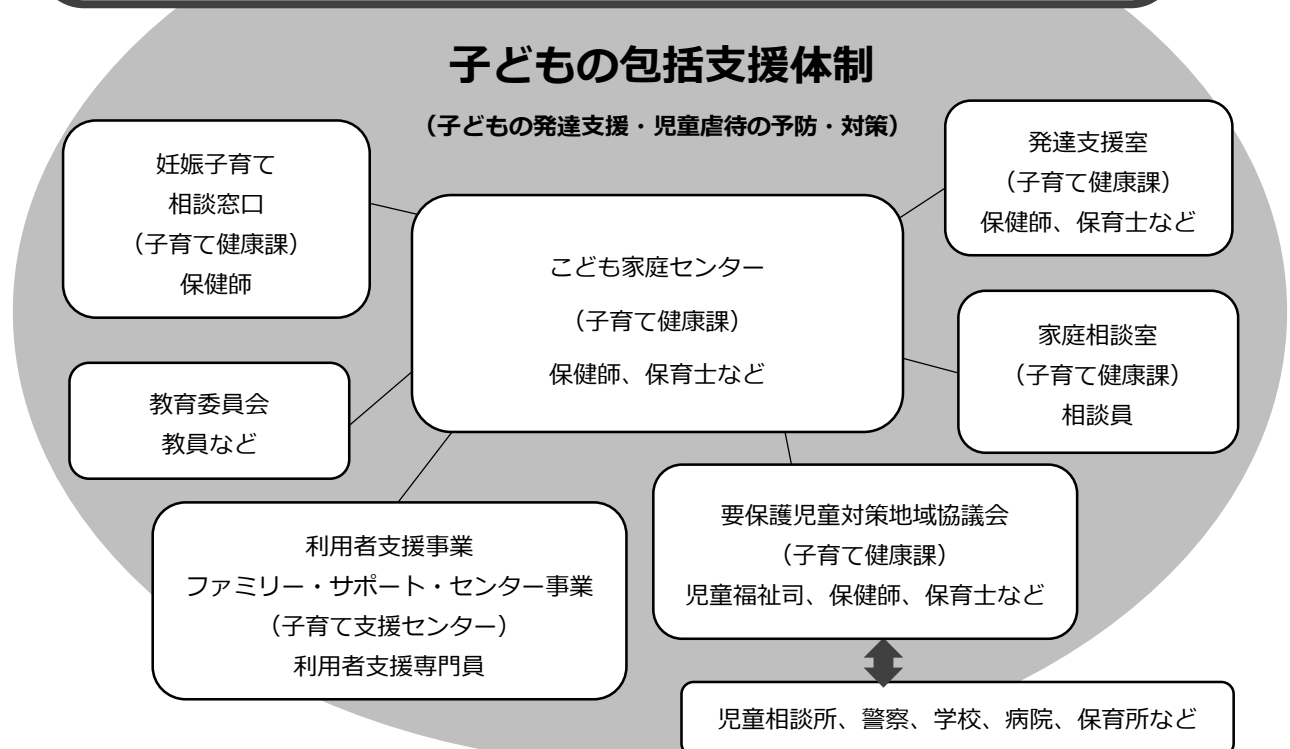
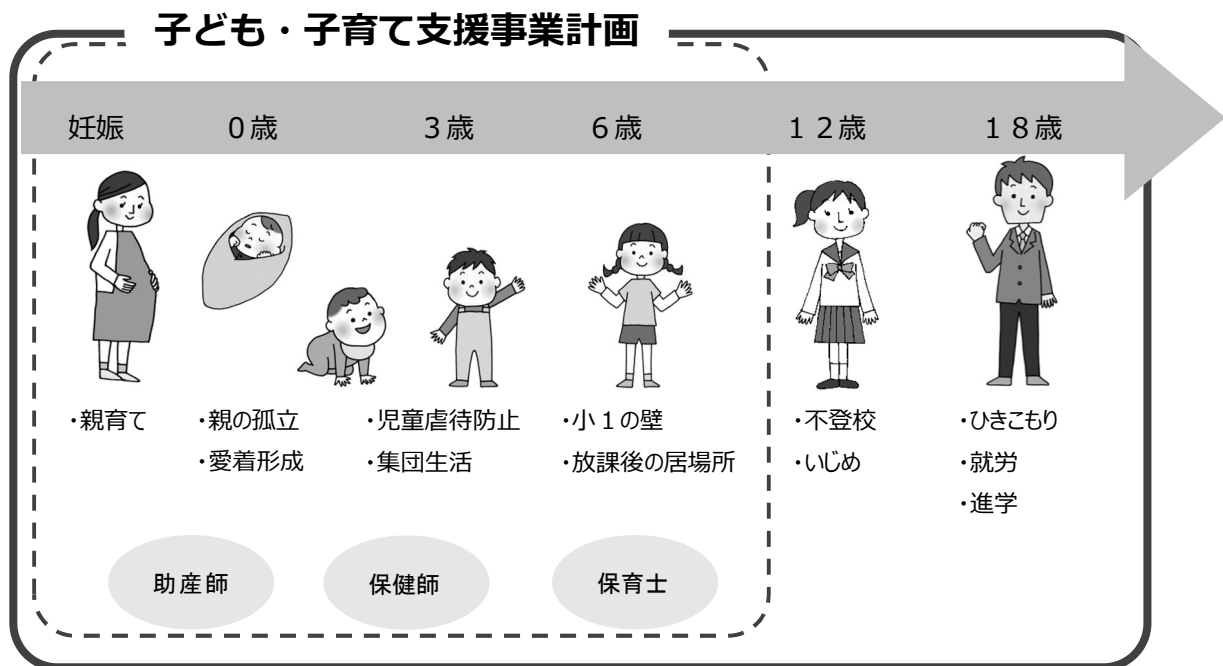


3 計画の視点

視点1 子どもへの切れ目のない支援と子どもの包括支援体制

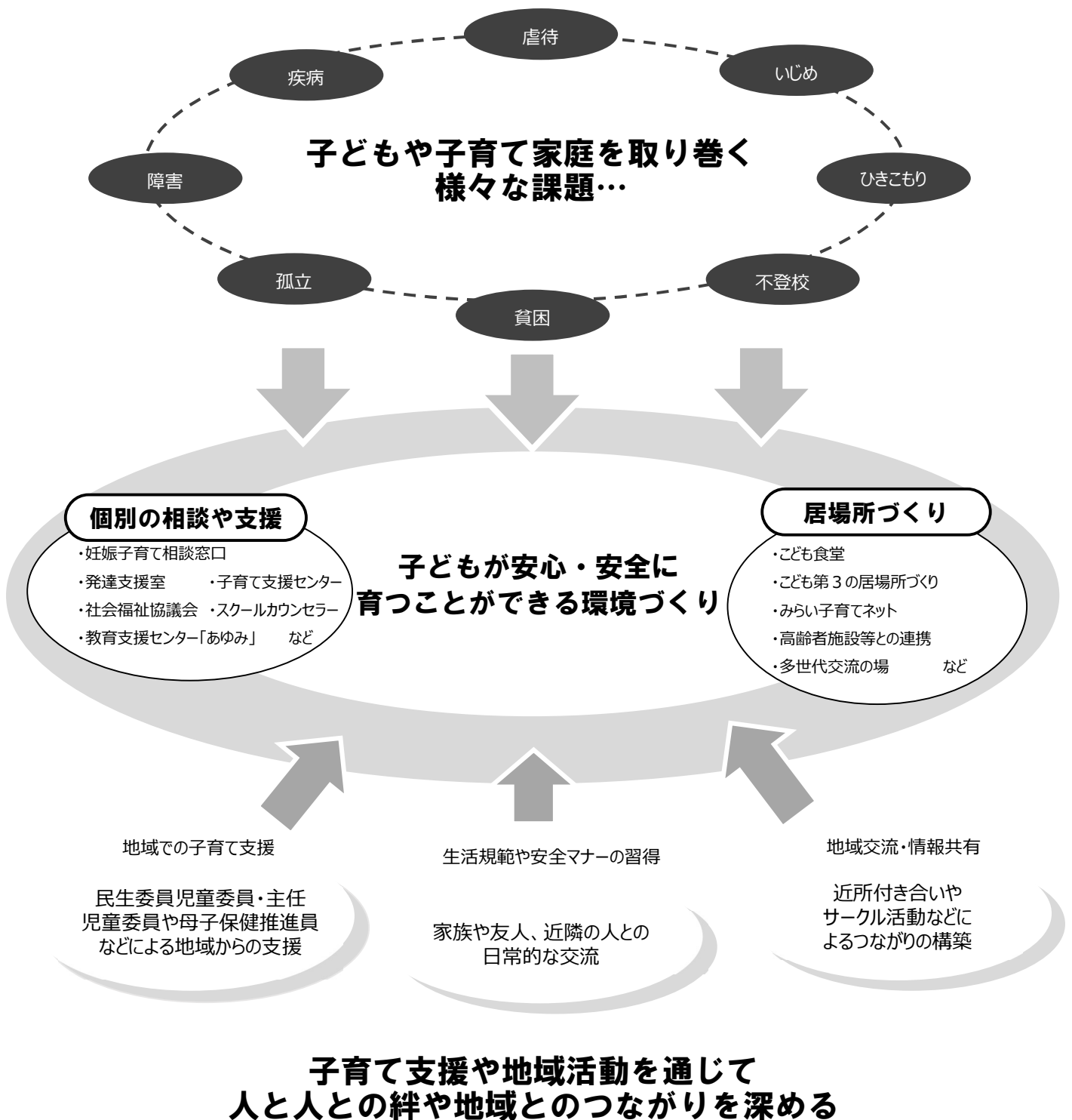
子どもの健やかな育ちのためには、妊娠・出産支援、出産後の育児相談、保育、就学、その後も含めた切れ目のない支援体制づくりの視点が必要です。

災害対応を図りつつ、子どもと保護者を包括的に支援する視点を持ちながら、子どもが安心・安全に育つことができる環境づくりに努めるとともに、必要な人には専門的な機関へつなぐ体制を整えることが重要です。



視点2 子どもと子育てを地域で支える仕組みづくり

子ども・子育て家庭の課題の多様化と、地域における孤立が懸念されます。災害対応・復興を進めつつ、今後は子育て支援や地域活動を通して、各家庭同士や地域との交流を深める機会をつくりながら、すべての子どもが健やかに成長していける環境づくりを地域全体で行っていく視点が重要です。



4 計画の基本目標

基本理念「地域で子育て家庭を見守り、子どもの成長を支え、みんなが笑顔で過ごせるまち輪島」を実現するための子ども・子育て支援施策の充実に向けて、復興まちづくり計画に基づき災害対応・復旧・復興を進めながら、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標

1 様々な家庭へのきめ細かい支援の充実

児童虐待の防止や、ひとり親家庭等に対する生活支援、障害のある子どもへの支援の充実、子どもの貧困対策など、災害復旧・復興を図りつつ、様々な状況の家庭に対するきめ細かな支援を関係機関と連携しながら推進します。

基本目標

2 地域における子ども・子育て支援の充実

地域の子どもの健やかに成長できるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育所（園）、認定こども園、小学校、図書館、公民館、地域及び市民等と協力・連携しながら、様々な交流機会や、子どもや子育て家庭が集う施設などの地域資源を活用し、子育て支援の充実を図ります。さらに、利用児童数の確保は困難ではあるものの、災害からの復興のためにも、保育需要量が見込まれる地域では民間事業者による保育の提供を優先して市立保育所を削減するなど、地域に必要な保育機能を確保しつつ、創意工夫で子育て環境を強化します。

基本目標

3 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて、良好な居住環境の確保や親の職業生活と家庭生活の両立支援、まちの交通安全対策や子どもの安全の確保など、災害復旧・復興を進めながら、子育てに配慮した環境づくりを進めるとともに、地域や関係機関と連携した地域安全対策を推進します。

第4章

子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の考え方

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み（ニーズ量）」や「確保方策（供給量）」を定めることとしています。

【国の基本指針】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、子どもの認定区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育の区域設定

第1期計画においては、日常の生活圏として考えられている「輪島中学校」「東陽中学校」「門前中学校」の3中学校区を「教育・保育の提供区域」として設定していました。しかし、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、本計画においては、第2期計画と同様に教育・保育提供区域を市内1区域とします（地域子ども・子育て支援事業は第1期計画と同様に市内1区域での提供体制）。

2 量の見込みの算出方法

(1) 算出の考え方

国の方針では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等を把握し、5年間の量の見込みを定めるとともに、その提供体制とその実施時期等を盛り込むこととしています。量の見込みについては、過去の利用実績をもとに事業の利用率を算出し、各年度の児童推計に掛けあわせて算出しています。

(2) 認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられており、区分に応じて施設など（幼稚園、保育所（園）、認定こども園など）の利用先が決まります。子ども・子育て支援事業計画においては、認定区分ごとに確保の方策を定めることとなっています。

区分	子どもの年齢	条件等	利用先
1号認定	満3歳以上	教育を希望する場合 ※教育を希望する場合でも「保護者の就労」等を理由として毎日「預かり保育」を利用する場合は、1号認定	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	「保育の必要な事由（就労や妊娠、出産など、市が認める場合）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所（園） 認定こども園
3号認定	満3歳未満	「保育の必要な事由（就労や妊娠、出産など、市が認める場合）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

3 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育事業

①施設等利用給付

【量の見込みと提供体制】

(単位：人/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	20	19	18	17	17
	確保量	30	30	30	30	30
	過不足	10	11	12	13	13
2号認定	量の見込み	188	171	156	145	137
	確保量	209	209	209	209	209
	過不足	21	38	53	64	72
3号認定 (2歳)	量の見込み	54	51	51	46	44
	確保量	55	55	55	55	55
	過不足	1	4	4	9	11
3号認定 (1歳)	量の見込み	46	45	42	38	36
	確保量	47	47	47	47	47
	過不足	0	1	4	8	10
3号認定 (0歳)	量の見込み	29	25	22	20	17
	確保量	34	34	34	34	34
	過不足	5	9	12	14	17

【実施場所】

施設名	施設の種類	定員(人)
松風台保育所	保育所	30
かわい保育園	保育所	70
わじまミドリ保育園	保育所	90
まちの保育園	保育所	20
和光幼稚園	認定こども園	100
海の星幼稚園	認定こども園	65

*令和6年12月1日現在開所施設に限る。

【確保の方策】

1号から3号までの教育・保育ニーズに対応できる保育所（園）・認定こども園があり、量の見込みに対する確保については、現存の教育・保育の提供体制で十分に対応できます。

本計画においては、「量的拡充」と「質の改善」に取り組むことになっていますが、待機児童がいない現状や今後の人口推移、災害の影響を鑑みると、保育・教育施設や地域型保育事業の「量的拡充」は必要ないものの、被災による施設等の早急な再興が必要です。「質の改善」については、職員への研修の実施や施設・設備の更新などに取り組むことで、教育・保育サービスの質の向上を図ります。

②乳児等支給給付（こども誰でも通園制度）【新規】

【量の見込みと提供体制】

（単位：人/年）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	—	17	17	16	16
	確保方策	—	17	17	16	16
1歳児	量の見込み	—	17	16	16	15
	確保方策	—	17	16	16	15
2歳児	量の見込み	—	9	9	9	8
	確保方策	—	9	9	9	8

【確保の方策】

乳児等支給給付（こども誰でも通園制度）については、令和8年度からの実施にむけ、体制を確保していきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

【量の見込みと提供体制】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
	確保量	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保量	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	量の見込み (回)	186	174	165	156	144
	確保量 (回)	186	174	165	156	144

【実施場所】

施設名	住所
子育て支援センター(基本型)	河井町2部287番地1(ふれあい健康センター内)
こども家庭センター(子ども家庭センター型)	河井町2部287番地1(ふれあい健康センター内)
妊婦等包括相談支援事業	(こども家庭センター内)

【確保の方策】

子育て支援センターとこども家庭センター(子育て健康課)において体制を整備しており、現状の提供体制を維持し、子育て支援センターでは、子育て家庭がニーズに応じた適切な施設・事業等を円滑に利用できるように支援し、こども家庭センターでは保健師等による訪問、相談対応等により育児不安の軽減や虐待予防につなげます。

妊婦等包括相談支援事業型は、こども家庭センターにおいて実施しており、見込量を確保できる体制をとっております。

② 時間外保育事業（延長保育事業）

【量の見込みと提供体制】

（単位：人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	87	85	84	82	81
確保量	87	85	84	82	81

【実施場所】

施設名	延長を含めた開所時間	延長時間
かわい保育園	7:15～18:45	0.5時間
わじまミドリ保育園	7:15～18:45	0.5時間
まちの保育園	7:15～18:45	0.5時間
和光幼稚園	7:15～18:45	0.5時間

【確保の方策】

本市では、私立の保育所（園）・認定こども園の4か所で開所時間終了後30分の延長保育を実施しています。

30分以上の時間外保育の実施については、今後施設ごとに利用者実数を把握した上で、検討します。

③ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【量の見込みと提供体制】

（単位：人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(合計)	207	183	157	136	118
1年生	47	37	32	28	22
2年生	47	40	32	28	27
3年生	50	47	40	33	29
4年生	32	31	29	25	21
5年生	19	17	13	11	8
6年生	12	11	11	11	11
確保量	329	329	329	329	329

【実施場所】

施設名	住所	定員(人)
鳳至児童クラブ	鳳至町堂金田 1（鳳至小学校内）	54
鳳至第2児童クラブ	鳳至町堂金田 1（鳳至小学校内）	39
河井児童クラブ	河井町 18-1-1（河井小学校内）	38
河井第2児童クラブ	河井町 18-1-1（河井小学校内）	38
河井第3児童クラブ	河井町 18-1-1（河井小学校内）	33
大屋児童クラブ	小伊勢町日隅 4-3（大屋小学校横）	48
大屋第2児童クラブ	小伊勢町日隅 4-3（大屋小学校横）	37
鶴巣児童クラブ	大野町菰沢 353（ふれあいプラザ鶴巣内）	20
三井児童クラブ	三井町長沢 2-12（三井公民館内）	25
河原田児童クラブ	横地町 6-123（河原田小学校内）	23
南志見児童クラブ	小田屋町ロ-4（旧南志見中学校）	38
まちの児童クラブ	町野町粟蔵川原田 42（町野小学校内）	50
もんぜん児童クラブ	門前町鬼屋 4-20（もんぜん児童館内）	29

実施場所は令和5年度の実施場所を掲載

【確保の方策】

本市には、令和5年度に13か所の放課後児童クラブがありましたが、これまでの実施場所は令和6年能登半島地震により被災しました。今後、被災した小学校の復旧に合わせ施設の復旧を図っていきます。

子育て世帯においても災害復旧作業に従事していることや女性の就業率の高さから、今後もニーズが高い状態で維持されることが考えられます。そのため、児童数の増加や障害のある児童の受け入れにも柔軟に対応できるよう、児童1人あたりの面積基準の確保、放課後児童支援員の人数の確保と資質の向上に努めていきます。

● 教育委員会との連携

放課後児童クラブなどの放課後対策、小学校の余裕教室の活用について、教育委員会と連携して協議・検討していきます。

● 放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

放課後児童クラブの開所時間の延長については、実施の予定はありませんが、今後、保護者からの要望等に応じて、事業実施主体となっている事業所などと協議・検討していきます。

④ 子育て短期支援事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	近隣市町の児童養護施設において対応。				

【確保の方策】

本市には、子育て短期支援事業の利用者を受け入れられる児童養護施設がないため、近隣市町の子育て短期支援事業所を利用できる体制の整備を図ります。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

【量の見込みと提供体制】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	62	58	55	52	48
確保の内容	保健師(令和6年度:6人)が対象家庭を訪問。				

【確保の方策】

母子健康手帳交付時に、赤ちゃん訪問の目的と内容を説明することで、事業の理解と周知を図り、その上で赤ちゃんが産まれた全世帯に、保健師が家庭訪問をしています。

⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【量の見込みと提供体制】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	量の見込み (人日/年)	101	125	146	161	172
	確保の内容	保健師(令和6年度:6人)が対象家庭を訪問。				
子育て世帯訪問支援事業【新規】	量の見込み (人/年)	8	8	8	8	8
	確保の内容	委託事業者による訪問支援の実施。				

【確保の方策】

乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）の後で、特に養育支援が必要な家庭に対しては、その状況に応じて、他の専門職（保育士、管理栄養士、助産師）とも連携し、必要な支援を行います。

また、市の母子保健推進員が行う先輩ママのお祝い訪問においても、先輩ママとして母親の相談に応じる子育て支援を行います。

⑦地域子育て支援拠点事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人回/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,530	1,549	1,563	1,523	1,493
確保の内容	中学校区ごとに設置している地域子育て支援拠点において対応。				

【実施場所】

施設名	実施施設
輪島市子育て支援センター	ふれあい健康センター内
地域子育て支援室「たんぽぽ」	わじまミドリ保育園
地域子育て支援ひろば「めばえ」	まちの保育園
もんぜん子育て支援ひろば	もんぜん児童館

【確保の方策】

本市の地域子育て支援拠点は、子育て支援センターと中学校区ごとに3か所の、市全域で合計4か所あり、現状の拠点施設で量の見込みに対応できます。

⑧ 一時預かり事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	26	22	18	15	13
確保量	50	45	40	40	30

【実施場所】

施設名
松風台保育所
かわい保育園
わじまミドリ保育園
まちの保育園
和光幼稚園
海の星幼稚園

* 令和6年12月1日現在開所施設に限る。

【確保の方策】

保育所型の一時預かり事業については、保育所（園）と認定こども園全施設で実施しており、量の見込みに十分対応できる体制となっています。

幼稚園型の一時預かり事業については、利用が想定される児童（1号認定で、預かり保育を必要とする児童）がおらず、量の見込みを行いません。今後必要になった際には、ニーズに応じて柔軟に対応します。

⑨ 病児・病後児保育事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54	59	63	66	68
確保量	54	59	63	66	68

【実施場所】

施設名	住所
市立輪島病院	山岸町は 1 番地 1

【確保の方策】

本市では、病児保育事業として市立輪島病院 3 階病児保育室、また、病後児保育事業として市立輪島病院院内保育所「ひまわり」を開設しています。病児・病後児保育は 1 日あたり 5 人（病児 3 人、病後児 2 人）であることから、年間延べ 5 人×260 日＝1,300 人を受け入れることが可能です。

⑩ ファミリー・サポート・センター事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8	8	9	9	9
確保量	ニーズに対応するため、サポート会員を確保していきます。				

【実施場所】

施設名	住所
輪島市子育て支援センター	河井町 2 部 287 番地 1 (ふれあい健康センター内)

【確保の方策】

本市では、子育て支援センターにおいてファミリー・サポート・センター事業を平成 23 年度から実施しています。これまでの実績に基づき今後の量の見込みを算出していますが、現在のサポート会員数は 12 名、実際にマッチング可能なサポート会員は 3 名程度であり、今後は市民の様々なニーズに対応するために、育児に関する援助活動を行えるサポート会員を確保し、子育て家庭に対する幅広い支援を行います。

⑪ 妊婦健康診査事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	69	65	62	58	54
確保の内容	石川県内医療機関にて実施。 母子健康手帳発行時に「母子健康診査受診票」を無料で配布。				

【実施場所】

施設名	住所	健診名	対象者
石川県内医療機関	各医療機関による	妊婦一般健康診査(14回)	妊婦
		産婦一般健康診査(2回)	産後50日まで
		乳児一般健康診査①(1回)	生後3か月まで
		乳児一般健康診査②(1回)	生後9～11か月まで
輪島市ふれあい健康センター	河井町 2-287-1	4か月児健診	4か月児
		1歳6か月児健診	1歳6か月児
		3歳児健診	3歳3か月児

【確保の方策】

母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に対し、県内全域で利用できる母子健康診査受診票を発行しており、その際に14回分の受診票を配布することで、費用の助成を行っています。また、15～17回分と県外での妊産婦健康診査の受診に対しては、償還払いにより健診費用の助成を行っています。

今後も毎年度検査項目の見直しを図りながら、対象者すべてに対して妊産婦健康診査の助成を継続し、受診率の向上に努めます。

⑫ 産後ケア事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	輪島市内及び近隣の医療機関にて実施。				

【実施場所】

施設名	住所
市立輪島病院	輪島市山岸町は 1 番地 1
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部 6 番地 4
恵寿総合病院	七尾市富岡町 94 番地
桑原母と子クリニック	七尾市国分町ラ部 2-1

【確保の方策】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えます。こども家庭センターと連携し困難事例などに対する受け皿としても活用を図ります。

⑬ 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）及び親子関係形成支援事業【新規】

【事業の内容】

児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）は、養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活習慣の形成、学習支援、食事の提供などを行い、関係機関と連携し、子どもの健全な育成を図る事業です。

親子関係形成支援事業は、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

【確保の方策】

ニーズの把握に努めるとともに、今後の国の動向等を踏まえるなかで検討していきます。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

今後の物価の高騰や税率の変更などにより、利用者の負担増となる場合は、給付事業の必要性について国の動向をみながら検討する方針です。

⑮ 多様な主体の参入促進事業

【事業の内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者（株式会社、NPO 法人など）の参入の促進に関する調査研究、その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

今後の人口推計をみても、教育・保育ニーズが減少すると考えられます。本市では、現在ある教育・保育施設及び事業者による継続的な事業運営が可能だと考えられますが、民間事業者の参入の際は協議・検討していきます。

4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方等

- ◆ 災害からの再興を図りつつ、各地域の教育・保育施設等の利用状況や教育・保育の需要を把握した上で、復興まちづくり計画や公立保育所等再編基本方針に基づき、それぞれの地域の実情や需要に応じ、助言を行います。

(2) 教育・保育の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方と推進方策

- ◆ 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもの成長発達を踏まえた教育や養護の充実を図るとともに、被災施設の迅速な復旧を図りながら、様々な体験活動を取り入れ、豊かな感性と思いやりの心を育みます。
- ◆ 度重なる災害により子どもを取り巻く環境が変わっても、子どもたちの健やかな育ちの保障を目指し、質の高い教育・保育の提供を行うため、保育教諭及び保育士の研修や交流を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。
- ◆ 復興まちづくり計画や公立保育所等再編基本方針に基づき施設の再整備を図りつつ、放課後児童クラブにおいては、宿題をはじめとする自主学習を行う環境を提供し、必要な支援ができるよう努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

- ◆ 災害で環境が変わる中でも、すべての子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障するため、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- ◆ 子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるための子育て相談対応や情報提供、親同士の交流の場づくり、放課後児童クラブの充実等、すべての子ども・子育て家庭を対象に、子育て支援を行います。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携と認定こども園・保育所（園）と小学校との連携の推進方策

- ◆ 施設の復旧を進めつつ、認定こども園、保育所（園）及び地域型保育事業者は、密接な連携に努め、情報の共有や協力体制により、福祉と教育の一体的な推進に取り組みます。
- ◆ 認定こども園、保育所（園）は、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、教育・保育の充実を図るとともに、就学に向け、園児と小学校児童の交流や職員の交流、相互理解等、積極的に小学校と連携し、円滑な小学校就学ができる体制づくりに努めます。

第5章

今後の推進施策と方向性

輪島市は災害からの復興を目指し、「わじま未来トーク」や区長会長へのヒアリング、各団体の意見、住民アンケートなど、市民の意見を元に、輪島市復興まちづくり計画を策定しています。子ども・子育て支援関連事業に関しても、その市民の意見を反映した施策と方向性を盛り込む3つの基本目標を定めました。

基本目標

1

様々な家庭へのきめ細かい支援の充実

(1) 児童虐待予防・対策の充実

- 「子ども家庭総合支援室」と「妊娠子育て相談窓口」を「こども家庭センター」として再整備し、各保育所（園）・認定こども園、教育委員会、児童相談所（県）、警察などとの連携を図り、災害からの復興を図りつつ児童虐待の予防・対策におけるネットワーク構築に努めていきます。
- 「子ども家庭総合支援室」を「こども家庭センター」に移行し、配置されている子ども家庭支援員が訪問等を行い、要支援児童及び要保護児童等の早期発見とその家庭への早期支援、ソーシャルワークを行えるようにします。
- 児童虐待と密接な関係があると言われる貧困や虐待の世代間連鎖やDV（家庭内の暴力）などにも目を向け、様々な相談に応じるとともに、適切な対応ができるよう関係機関との連携強化を図ります。
- 全国児童相談所共通ダイヤル「189」の周知に努めるなど、虐待の通告義務やその手順や連絡先についての啓発を行い、地域の見守り力の向上を図ります。
- 子育て家庭への支援を充実させていくため、複雑・多様化する課題を抱えた子どもや保護者に対し、的確な支援につなげていくための職員体制の充実及び専門性の向上に努めます。
- 主任児童委員・民生委員児童委員による訪問等を通じて、支援が必要な子どもや子育て家庭の早期発見を図り、適切な支援につなげます。

(2) ひとり親家庭への自立支援の充実

- ひとり親家庭の子どもに対して学習支援を行うなど、災害で環境が激変する中でも、子どもの精神的安定が図れるような居場所づくりを行い、学力及び生活の向上を図ります。
- 就労や子育てなど、災害で生活基盤が大きく変わっている中で、様々な問題を抱えるひとり親家庭に対し、母子・父子自立支援員や母子・父子福祉推進員による相談・支援を行うとともに、輪島市母子父子寡婦福祉協会の活動に対する支援を行います。
- 度重なる災害により環境が変わった家庭も多く、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けや児童扶養手当の支給、医療費の助成、保育料や放課後児童クラブの利用料の軽減措置等を行うことで、ひとり親家庭等の生活の安定や自立支援の充実を図ります。

(3) 障害のある子どもや家庭への支援の充実

- 施設の復旧や体制の整備を進めつつ、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、保育所（園）と連携を図り、児童に応じた関わり方、支援方法を保護者と共に考え、早期支援に向けて適切な関係機関につなぐよう努めます。
- 保育所（園）や認定こども園において、施設の早期復旧や体制の再整備を図り、障害の有無に関わらず、すべての子どもが一緒に集団生活を過ごすことのできる環境づくりに努めます。
- 障害のある子どものいる家庭が子育てに関して相談できるよう、こども家庭センター、母子保健推進員、子育て支援センター、相談支援専門員、その他の関係機関が連携し、多様な相談内容に対応できる体制の構築を図ります。
- 障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもに対し、必要に応じて障害児サービスの利用に関する支援を行います。
- 震災や水害に見舞われる中でも、医療的ケアを必要とする子どもの日常生活の支援の充実に向け、施設の復旧や体制の再整備を進め、支援体制の充実に取り組みます。
- 障害のある子どもがいる家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当の支給、心身障害者医療費や自立支援医療（育成医療）の給付、保育料の軽減措置等の経済的支援を行います。

(4) 子どもの発達支援と切れ目のない相談体制の整備

- これまでの「妊娠子育て相談窓口」、「子ども家庭総合支援室」、「発達支援室」の3つの機能を一つにまとめた「こども家庭センター」で、妊娠期からおおむね18歳頃まで切れ目のない相談・支援に対応します。
- 乳幼児健康診査や経過観察健診等における相談等を通じて、発達に不安のある子どもの早期発見に努めるとともに、災害で大きく環境が変容する中、保健師や保育士等の専門職が保護者の不安や悩みなどの相談に応じます。
- 「発達支援教室すてっぷ」（個別の療育相談）を開催し、発達の不安や育てにくさのある子どもの保護者に対し、子どもとの関わり方について専門的な助言等の支援を行います。
- 発達に不安がある子どもが保育所（園）や認定こども園から小学校へ就学するにあたり、発達検査の実施、学級の選択、小学校への丁寧な引継ぎ等も含め、様々な相談に応じながら、子どもと保護者が安心して就学できるように支援を行います（就学移行支援）。
- 就学後も小学校、中学校、高校と子どもが成長する段階に応じて、こども家庭センターが学校訪問を行うなど、福祉と教育と連携しながら、災害で教育環境が変わる中でも、すべての子どもが安心して学校生活を送れるようにサポートします。

(5) 経済的に困難を抱える家庭への支援の充実

- 災害で生活基盤が大きく変わっており、被災者の経済的支援はもとより、経済的に困難を抱える家庭に対する相談体制の充実を図るとともに、生活支援、就業支援、経済的支援、子どもの高校卒業後の進路支援などを行います。
- 度重なる災害で環境が変わった家庭も多く、経済的な理由などにより就学困難な家庭に対する援助として、要保護及び準要保護児童就学援助費を支給します。

(6) こども家庭センターへの統合・強化

- 地区担当保健師による訪問等により、健康診査未受診児や経過観察が必要な子ども、未就園児の状況把握を行い、虐待の早期発見・虐待予防につなげます。
- 母子保健や子育て支援に関する専門的な支援機能を有する「妊娠子育て相談窓口」をこども家庭センターに統合・強化して、災害で生活環境などが変わる中でも、育児不安の軽減や虐待の防止につなげます。
- 施設等の復旧を進めつつ、妊娠期から保健師が支援プランを作成し、医療機関やこども家庭センター等の関係機関と連携して支援することにより、相談しながら子育てができる体制の強化を図ります。

(7) 愛着形成支援

- 妊娠期から出産・子育て期に至るまで、親が子どもをかわいいと感じながら育児できるよう、マタニティ・イクメン教室やおやこ子育て教室、乳幼児健康相談等の母子保健事業の中で、子どもとの接し方や育児不安などを相談できる場を提供します。
- 日頃子どもと接する時間を確保できない親が、親子で参加し、子どもと接する時間を持ち、絆を深められるイベントや交流の機会を設けるため、施設などの復旧を図ります。
- 保護者が子どもへの肯定的な関わりを学べる「ペアレント・トレーニング」を推進します。
- 災害で周りの環境が大きく変わる中でも、子ども自身の自己肯定感を高める支援を行います。

(1) 幼児期の教育・保育の充実

- 復興まちづくり計画の推進により、地域の宝である子どもたちが輪島で学ぶことができるよう、学校の整備や復旧などにより教育環境を整えるとともに、被災前から不足していた子育て支援施設を拡充し、安心して子育て出来る環境を整えます。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、被災した施設を早期に復旧させ、復興まちづくり計画や公立保育所等再編基本方針に基づき、0歳児からの保育や延長保育、保育所(園)、認定こども園の受け入れ体制、病児・病後児保育、乳児等支給給付(こども誰でも通園制度)過疎地域における保育機能の確保・強化等各種事業の充実を図っていきます。
- 保育士、保育教諭の資質向上に向け、災害により環境が大きく変わった中でも、保育所(園)や認定こども園の合同研修、こども家庭センターや専門相談員との連携に努めます。
- 災害で大きく環境が変わる中、子どもたちがスムーズに小学校に馴染めるよう、幼保小間での情報共有や教育内容の連携を図りながら、保育所(園)や認定こども園から小学校への接続が円滑に行われるように努めます。
- 利用児童数は減少しているが、災害からの復興のためにも地域に必要な保育機能を確保するとともに、復興まちづくり計画を進めながら、公立保育所の適正な運営のあり方について検討し、創意工夫により過疎地域における保育機能の確保・強化を図ります。
- 1日も早く復旧を進め、多子世帯への保育料減免は国基準の年齢制限(小学校就学前)を超え、対象者を拡大して保育料を減免するなど、多子世帯への教育・保育の充実を図ります。

(2) 地域子育て支援の充実

- 復興まちづくり計画に基づき、都会や他地域からの児童生徒を積極的に受け入れつつ、地域住民と外部からの支援者が協力して、学校を中心としたコミュニティの再生を図り、地域の活力を取り戻します。
- 復興まちづくり計画に基づき、災害者の生活再建を進める中で、すべての家庭に子育て関連情報が行き渡るよう、迅速かつ丁寧な情報提供に努めていきます。

- 保護者の育児負担を軽減できるよう、災害からの復興を図りつつ、子育て支援センター等において、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を常設します。
- 災害前の体制へ復旧を進め、妊娠中の母親に対し、おむつ交換や授乳等の体験の機会を提供するとともに、出産後の育児相談を行います。また、在宅育児家庭（3歳未満児）を対象に、マイ保育（一時預かり）や乳児等支給給付（こども誰でも通園制度）等を実施します。
- ファミリー・サポート・センターの会員は災害により減少しましたが、安心して子育ての援助を依頼したい人（利用会員）と協力したい人（サポート会員）が会員になり、ファミリー・サポート・センターの実施、事業の充実に努めます。
- 災害からの復旧を進め、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握したアドバイザーを配置し、情報提供やケースに応じた支援を行います。

（３）子どもの健全育成・居場所づくり

- 復興まちづくり計画に基づき、災害復旧・復興を進めつつ、保護者のニーズや地域の実情等を踏まえ、放課後児童クラブの計画的な量の確保とともに、職員の資質の向上や、障害児等配慮の必要な子どもの受け入れ体制の整備など、運営の充実に努めます。
- 図書館では、幼少期から子どもが本に親しみ、学力や健全育成に資するように、復旧と再整備に努め、図書館機能の充実に努めます。
- 児童館や児童センターでは、被災した施設の早期復旧を進め、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行いながら、自己肯定感を醸成できるような支援をしています。
- 輪島市が持つ豊かな自然環境を活かし、子どもたちが自然と触れ合いつつ、様々な学び、体験にチャレンジしながら成長できる教育環境や遊び場などを確保し、環境が大きく変わった中でも、子どもの自主的に学ぶ力や豊かな心を育み、子どもの健全育成に資するよう取り組みを進めます。
- 子育て中の親子が交流できる、子育てサークル等の活動に対する支援を行います。

(1) 良好な住環境の確保

- 復興まちづくり計画に基づき、安全・安心かつ利便性を高めた住まいの確保を進めるとともに、各種公共施設や生活拠点の集約化などにより、持続可能なまちづくりを進め、地域コミュニティにおける自立的な防災力強化を図り、生活の質の向上と防災インフラの強化を両立します。
- 保育所（園）・認定こども園・PTA・小学校・警察・地区防犯委員などの関係機関が連携し、交通安全教室や街頭交通指導、防犯啓発や防犯講習会の開催などを実施して、地域の子どもが安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(2) 仕事と子育ての両立のための環境整備

- ワーク・ライフ・バランスを実現するために、復興まちづくり計画を進めて地域を支える生業を再興しつつ、男性の育児参加促進や、育児休業、子育てのための休暇等を従業員が取りやすくなるよう、制度のPR等を行い、仕事と子育ての両立ができるような就労環境の整備に努めます。

(3) 安心・安全なまちづくりの推進

- 仮設住宅となった学校グラウンドの代替となる場所としての子どもの遊び場確保も含め、子どもの健康的な心身の健康的な成長を促す取組を推進します。
- 復興まちづくり計画の下、災害に強い地域づくりを進め、新たなまちづくりを推進することで、狭隘な道路の解消や公園整備など、子どもたちがのびのびと快適に遊べる場所を整備するとともに、施設・遊具の充実と安全確保に取り組みます。
- 防災力の向上と次世代への継承のため、防災教育の充実を図り、安全な避難路・避難場所の整備と安心な避難所運営の強化を進め、災害の記録・記憶の伝承に努めます。

第6章

計画の推進に向けて

1 市民や地域、関係団体等との協働

本計画を、実効性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報などの媒体を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ、計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「輪島市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価、課題整理などを行います。

2 庁内の推進体制

子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、子育て健康課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、復興まちづくり計画とも連携して、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みをはじめ、確保方策や各施策、事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、上記の庁内の推進体制や「輪島市子ども・子育て会議」などにおいて、PDCA サイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。